

2005 年度後期「法思想史」(4 単位) 定期試験

2006 年 2 月 1 日 10:30 ~ 12:00 実施

出題: 足立英彦

解答・解説(70 点満点)

1. プラトンの思想について、次の問いに答えよ。

- (a) プラトンは、個別の現象の背後にその本質としてのイデアが存在すると考えた。このイデア論は法理論上どのような意義を有するか、簡単に説明せよ。(5 点)

解答 プラトンのイデア論によれば、正・不正の判断基準は神の意思すらをも規定する普遍的なものである。個々の法律の正・不正を判断する普遍的に有効な基準の存在可能性を提供するこのような発想は、イデア論的な自然法論の基礎を提供したという点で、法理論上重要な意義を有する。

解説 普遍的な効力を有する法や基準に触れていれば正解とした。本当は、法についての二つの考え方(権威ある立法者[あるいは神]の意思であるがゆえに効力を有すると考える意思主義的立場と、内容が普遍的な正義の原則に適っているがゆえに効力を有すると考えるイデア論的な立場)の対立にも言及してほしかったのですが、そのような答えはありませんでした。

- (b) プラトンの三階級国家論を説明する次の文章の空白を埋めよ。「ポリスは基本的に三つの階級からなる。すなわち、(1)階級、(2)階級、(3)階級である。そして、各階級を特徴づける自然的素質としては、第一の階級については(4)が、第二の階級については気概が、第三の階級については欲望が支配的なものとされる。ポリスにおける(5)は、各階級がそれぞれ固有の機能を発揮し、三階級が調和のある統一体となることによってもたらされる。」(5 点)

解答 1: 統治者(哲学者でも可)、2: 戦士、3: 生産者、4: 理性、5: 正義

2. アリストテレスの思想に関して、次の問いに答えよ。

- (a) プラトンのイデアとアリストテレスのイデア=エイドス(形相)の違いについて簡単に述べよ。(4 点)

解答 プラトンは経験的現象を超越した本質をイデアと呼び、個々の現象はその本質の影であると考えたのに対して、アリストテレスはイデア=エイドスを経験的現象に内在するものと考えた。

- (b) アリストテレスの世界観を説明する次の文章の空白を埋めよ。「アリストテレスは、地上のあらゆる事物は(1)と形相との組み合わせからなっているとし、この後者はそれら各事物の内的本性であると同時に、各事物が生成発展の運動を通じて実

現すべき（ 2 ）でもある、さらに、各事物の各々は（ 2 ） - 手段の関係におかれており、世界の究極目標たる神に向けて秩序づけられている、と考える。」(2点)

解答 1: 質料、2: 目的

(c) アリストテレスは自発的な行為を「熟慮に基づく行為」と「熟慮に基づかない行為」に分けている。この「熟慮」の対象は何であるか、簡単に説明せよ。(4点)

解答 目的を達成するための手段

解説 「けれども、われわれが熟慮するのは、さまざまな目的についてではなく、『目的のためのものごと』についてである。なぜなら、医者や人は人を健康にすべきかどうかについて熟慮しないし、弁論家は説得すべきかどうかについて熟慮しない、また政治家も善き秩序をつくり出すかどうかを熟慮しないし、他のどのような専門家も自分の目的について熟慮するようなことはしないからである。すなわち、彼らは目的を設定した上で、どのようにして、また何によってその目的が達成されるのかを考察するのである。そして複数の手段によって目的が実現されると見られるならば、どの手段によって最も容易に、かつ最もみごとに実現できるかを考察し、(...)」アリストテレス(朴一功訳)『ニコマコス倫理学』(京都大学出版会、2002年)1112b。

3. トマス・アクィナスの思想について次の問いに答えよ。

(a) 次の文章の空白を埋めよ。「トマスにとって、法 (lex) の本質をなすものは神の（ 1 ）ではなくて、神の（ 2 ）である。」(2点)

解答 1: 意思、2: 理性

(b) トマスによれば、法は主に永久法・自然法・人定法に区別できる。永久法は全被造物を支配し秩序付ける神の計画とされる。では、自然法と人定法はどのようなものであるか簡単に説明せよ。なお、自然法の三分について、また、自然法に反する人定法の効力の問題についても触れること。(8点)

解答 トマスによれば、自然法は永久法の一部であり、人間の理性能力によって認識される。この自然法は一般的原理であって、個別事例に対する具体的指針までは含まれない。自然法の最高原則は「善を行い、悪を避けよ」であり、この最高原則に基づく、次の三種類の具体的な自然法が存在するとされる。すなわち、人間は、すべての被造物と同様、自己を保存する欲求を有するので、例えば殺人の禁止は自然法に属する。また、人間は、すべての生物と同様、子孫の確保を望むので、例えば婚姻したり子供を教育することは自然法に属する。さらに、理性的存在としての人間は、真理を認識し、共同生活を営むことを望むので、例えば真実を述べることや他人を傷つけないことは自然法に属する。

人定法は時間的・空間的に限定された個別事例を対象とする具体的指針であり、一般的な原理である自然法を補完する。人定法は自然法から導き出されなければならないし、

たがって自然法に反する人定法は無効とみなされる。

解説 自然法が人間の理性によって認識されること、三種の具体的自然法、人定法は一般的原理たる自然法を補完する性質を有すること、自然法に反する人定法は無効とみなされること、の各々に2点配分した。

4. カントの思想について、次の問いに答えよ。

- (a) 法の普遍的法則（法的法則）の要求と道徳法則の要求の違いについて説明しなさい。（5点）

解答 法的法則は、普遍化可能な法則に従って外的に行為すること、すなわち「合法性」のみを要求するのに対して、道徳法則は、合法性に加えて、その行為が「道徳法則への尊敬の念」にのみ基づき他の動機に基づくものではないこと、すなわち「道徳性」をも要求する。

解説 単に「法的法則は合法性を、道徳法則は道徳性を要求する」と答えるだけでは不十分。

- (b) カントは、法（Recht）には強制権能が必然的に結びついていると考えた。このことについてのカントの理由づけを説明せよ。（5点）

解答 カントによれば、法には、法を侵害する者を強制する権能が必然的に結びついている。このことをカントは、ニュートン力学の作用・反作用の法則を類推的に用い、不法行為（作用）には必ずそれを排除しようとする強制（反作用）が伴う、という理由を挙げて正当化している。

解説 作用・反作用の法則に言及していれば正解とした。

5. P.J.A. フォイエルバッハの法理論について、次の問いに答えなさい。

- (a) フォイエルバッハによれば、法的義務と道徳的義務の違いはどこにあるのか。簡単に説明せよ。（3点）

解答 法的義務には対応する法的権利があるが、道徳的義務に対応する「道徳的権利」はない。

- (b) フォイエルバッハは、法と道徳にはどのような関係があると考えたか。簡単に説明せよ。（3点）

解答 フォイエルバッハによれば、法的権利は、道徳的義務履行という目的を実現するための手段である。しかしながら、あらゆる手段がそうであるように、法的権利という手段も、それが常に道徳実現という目的のために用いられるとは限らない。法的権利と道徳的義務との間には、権利を用いて義務履行をすべき個人の意思が介在しており、この意味で法と道徳の関係は間接的であるといえる。

解説 道徳と法が目的・手段関係にあることを指摘していれば正解。

- (c) 「刑の目的」についてのフォイエルバッハの主張を説明しなさい。（6点）

解答 フォイエルバッハによれば、刑の目的は、心理的強制によって権利侵害行為を抑止することで万人の法的権利を保障することに見出される。そのためには、違法行為を行わないことによって生じる不快よりも、違法行為を行うことによって課される刑から生じる不快が大きいことをあらかじめ成文の法律で明確に規定し、また実際に違法行為がなされた場合には必ず刑を課すことによって、一般の人々に違法行為を思いとどまらせなければならない。フォイエルバッハによれば、刑の目的は、このような心理的強制による権利保障以外にはありえず、例えば個々の加害者の将来の違法行為を予防するために、または、応報のために刑を正当化することは許されない。

解説 法規による威嚇または心理的強制によって権利侵害を思いとどまらせることが刑の目的である、といった趣旨が書けていれば正解とした。単に「犯罪」や「害悪」の防止が刑の目的である、と指摘するだけでは不十分。

6. 次の文章の空白を埋めよ。「サヴィニーを創始者とする(1)派によれば、法は人間の理性や目的意志によって発見されたり作り出されたりするものではなく、(2)生活の発達過程の中から自ずと有機的に生成してゆくものである。この見地から彼らは、法の歴史研究の重要性を主張したが、彼らの主な研究対象はゲルマン法ではなく、(3)法であった。それは、(3)法が当時、ドイツ各地の法律を補充するドイツ全土の普通法たる効力を認められていたためであった。」

解答 1: 歴史法学(3点) 2: 民族(1点) 3: ローマ(3点)

7. プフタに代表される「概念法学」の主張である「裁判官 = 自動包摂機械」論について説明せよ。その際、この「概念法学」が法秩序をどのようなものとみなしていたかについても触れること。(11点)

解答 「裁判官 = 自動包摂機械論」とは、裁判官は事案を法秩序の概念体系(概念ピラミッド)に包摂することを唯一の任務とし、倫理的、政治的、経済的その他の法外的な配慮をすることによって自ら「法創造」をすることは許されない、という主張である。この主張の背景にあるのは、実定法秩序はそれ自身で論理的に自己完結したものであり、一切の法的規制は所与の実定法規の純論理的操作によって導き出せる、という考え方である。

解説 「裁判官の法創造の禁止」に5点、「概念ピラミッド」「法秩序の自己完結性」「一切の法的規制の導出可能性」への言及に各2点配分した。

参考情報

履修登録数	定期試験受験者数	定期試験平均点	総合平均点
49	37	48.7	71.5

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-60)	不可(59-0)
1	10	10	10	6

- 4年生の成績評価は、100-80点を優、79-70を良、69-60を可とする。
- 小テストを受けて定期試験を受けなかった者は「放棄」とみなす。

以上(2006年2月10日)